

商品概要説明書

住宅ローンつなぎ資金

(令和元年7月1日現在)

商品名	住宅ローンつなぎ資金
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。 ○次のJA住宅ローン（以下「原資金」という。）の融資決定を受けている方。 ①JA住宅ローン ②JA住宅ローン（100%応援型）
資金使途	○融資決定を受けた原資金の資金使途のうち、貸付実行時まで必要とする資金の立替金とします。
借入金額	○10万円以上4,500万円以内し、1万円単位とします。 ただし、原資金の融資決定金額の90%以内とします。
借入期間	○原則として1年以内とし、原資金の資金交付（貸付実行）時までとします。
借入利率	○固定金利とします。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○原資金の資金交付（貸付実行）日に元金を一括返済していただきます。利息については、貸付実行時に一括払いとさせていただきます。
担保	○原則として担保は不要です。
保証人	○北海道農業信用保証協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【保証料率】 年0.30%
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融共済部(電話：0138-46-2323)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会（電話：011-251-7730）

その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--

J A 函館市亀田